「特約は無効」と判決下す

「全国賃貸住宅新聞記事(2005.02.28)より抜粋

平成15年6月、京都市内の賃貸マンションに入居していた男性が、敷金20万円の返却を求めて裁判を起こした。賃貸借契約が結ばれたのは、平成11年11月。契約期間は2年間、月額賃料を6.5万円、敷金20万円、礼金なし。平成13年11月には契約を更新した。

この賃貸借契約では、契約開始当時の状態に入居者の費用負担で原状回復する 旨の特約が定められた。この部分に下線が引かれており、さらに、その条文の 横の余白部分には、「第9条1項を一読し、了解しました」との一文とともに、 賃借人が署名捺印していた。したがって、賃借人は特約の内容を十分に理解し ていたとみなされた。

しかし、経年劣化による**自然消耗分**は、民法601条「使用収益させる義務」 に照らして、**賃貸人が負担すべき**であり、特約は「賃借人の義務を加重するも の」と判断され、また原状回復工事が必要かどうかの判断を賃貸人に委ねてい ることから、客観性、公平性を欠くなど以上から、このケースの特約は、

消費者の利益を一方的に害するので消費者契約法10条により無効

と結論づけられた。

特約の成立と有効性は別問題 敷金問題研究会共同代表 増田弁護士

特約に関する合意が成立しているかどうかと、その特約が有効かどうかは別の 話です。

<u>いかに契約書上で分かりやすく説明していとしてもです。</u>今回の京都での判例は、賃借人が特約の内容に合意したことは認めましたが、**その特約の内容は消費者契約法第10条に反するという結論を出しました。**

自然損耗を含めた原状回復費用を入居者に負担させることを、消費

者契約法違反とする判決は、当然の判断だといえるでしょう。

今後もこのような流れが続いていくのではないでしょうか。

これから課題になるのが更新と特約の問題でしょう。

今回の場合は、合意更新だったので、更新時に新たに賃貸借契約を締結したと解釈され、消費者契約法が適用されました。今後も同じような流れになっていくかもしれません。